

ふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、こ	（定義） 第2条 （略） 2・3 （略） 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 （略） 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 （略） （利用及び提供の制限） 第12条 （略） 2～4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用につ

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報

いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)	(略)	(略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報

酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ～キ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し
たときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供す
る目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的
記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処す
る。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報
を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用し
たときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供す
る目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的
記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す
る。